



※本制度は、中小企業強靱化法の施行
(夏頃を目指して準備中) 後に運用を開始します。

事業継続力強化計画認定制度の概要

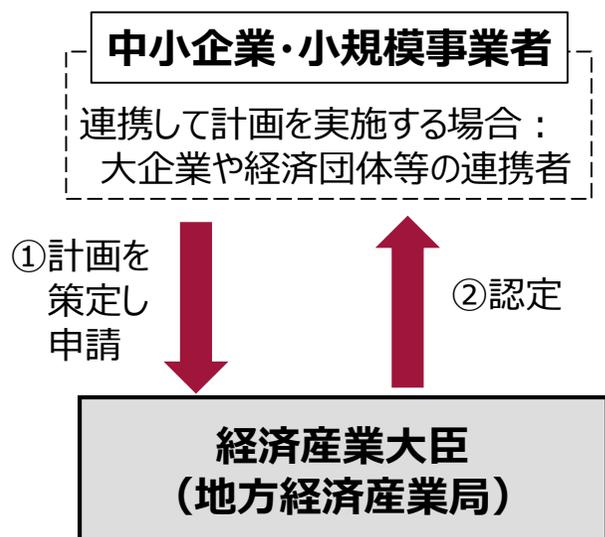
令和元年 6 月

中小企業庁経営安定対策室

事業継続力強化計画認定制度の概要

- 中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定。
- 認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加点などの支援策を活用可能。

【計画認定のスキーム】



認定対象事業者

- 防災・減災に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様。

事業継続力強化計画の記載項目※

- 事業継続力強化に取り組む目的の明確化。
- ハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定。
- 発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）策定。
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策。
※自社にとって必要で、取り組みを始めることができる項目について記載。
- 計画の推進体制（経営層のコミットメント）。
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組。
- （連携をして取り組む場合）連携の体制と取組、取組に向けた関係社の合意。

※計画の記載項目は現在パブリックコメント中のため、内容が変更となる可能性があります。様式は以下URLに掲載されている「事業継続力強化計画申請様式」を参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

認定を受けた企業に対する支援策

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の**金融支援**
- 防災・減災設備に対する**税制措置**
- **補助金**（ものづくり補助金、持続化補助金）の優先採択
- 連携をいただける企業や地方自治体等からの支援措置
- **中小企業庁HP**での認定を受けた企業の公表
- 認定企業にご活用いただける**ロゴマーク**（会社案内や名刺で認定のPRが可能）

参考：中小企業防災・減災投資促進税制（平成31年度税制改正大綱）

- 「中小企業・小規模事業者強靱化パッケージ」の一環として、**防災・減災関連の設備投資**を加速化するため、**中小企業防災・減災投資促進税制**を創設。

【税制の概要】

- 対象者**：経産大臣による防災・減災対策に関する計画の認定を受けた者
（中小企業等による、法律に基づく防災・減災に対する計画認定を想定。）
- 支援措置**：特別償却20%
- 対象設備**：
 - －機械装置（100万円以上）：自家発電機、排水ポンプ 等
 - －器具備品（30万円以上）：制震・免震ラック、衛星電話 等
 - －建物附属設備（60万円以上）：止水板、防火シャッター、排煙設備 等



【想定される投資事例】

- ・豪雨時の浸水等に備え、止水板、排水ポンプなどの設備を準備
- ・災害時もサーバが最低限稼働できるよう、制震ラック、非常用発電機を導入

参考：事前対策の取組事例

目的の設定

鋳型中子製造業

従業員数：
130名



- ・「大切な従業員の命を守り、地域の暮らしの活力、地域経済力を守る」ことを目的とする。
- ・この目的を掲げたことは、従業員の定着率向上にも貢献。

情報のバックアップ

機械製造業

従業員数：
12名



- ・設計図面などについて、遠方のグループ会社に常時バックアップ保管。
- ・遠隔地の同業者と代替生産協定を締結。平時からも、双方の生産・技術協力などを実施。

協力体制の構築

プレス加工業

従業員数：
26名



- ・遠隔地の同業者と代替生産体制を構築。
- ・自社被災時には、重要な金型を持ち込み、提携先での生産を可能に。
- ・費用等の負担も大きくなく、実効性を確保。

初動対応手順の設定

研磨加工業

従業員数：
60名



- ・2週間以内に事業の7割を再開できる目標を立て、関係先との連絡網を構築するとともに、従業員の安否確認、復旧等の手順を定めている。
- ・水災により被害を受けたが、事前対策を講じていたため、目標どおり事業を再開。

受電設備等の高所配置

生花店

従業員数：
5名



- ・過去の水害を踏まえ、冷蔵庫用の電気設備を高所に配置。
- ・豪雨により店舗は浸水したが、電気設備は被害を受けず、早期に営業再開できた。

リスクファイナンスの取組

食品加工業

従業員数：
197名



- ・地震保険にあらかじめ加入。
- ・津波で大きな被害を受けたが、保険で復旧費用を確保。
- ・安心して従業員が働ける環境が、新入社員確保にもプラスに作用。

参考：複数の事業者が連携して取り組む防災・減災対策

i) 組合等を通じた水平連携

〈遠隔地の組合間における自然災害に備えた連携体制の構築〉

- ❑ 2つの県の中央会が仲介して、両県の組合間で、連絡網を整備。被災時の応援や代替生産等を行うためのガイドラインを作成し、組合間の交流を実施。
- ❑ この取組を横展開し、両県の他の組合間でも、同様の協定を締結。



ii) サプライチェーンにおける垂直連携

- ❑ 親事業者へのサプライヤーが集まる協力会では、平時から、共同納入や金型保管などの協力を行っており、協力会としても、BCP策定を進めるとともに、代替生産先を検討。
- ❑ 親事業者は、協力会におけるBCPの取組状況をチェックリストなどで把握し、必要な助言等の支援を行っている。



iii) 地域における面的連携

〈地域にとって重要な工業団地における災害時連携の検討〉

- ❑ 大企業が実質的な核となり、工業団地内自治会に参加する大企業・中小企業が連携して、自然災害時を見据えた対応体制を検討（同工業団地は臨海部にあり、最悪の場合、孤立化するおそれあり）。
- ❑ 共同での避難訓練や、被災時の地方自治体との連絡体制の構築などを行うとともに、道路啓開や救護所運営のための体制構築についても、地方自治体と検討中。

